

令和元年度
滋賀県米原市職員採用試験案内

《 社会福祉士（任期付） 》

《 建築士（任期付） 》

《 手話通訳（任期付） 》



受付期間 令和元年8月1日（木）～8月21日（水）
（郵送の場合は令和元年8月21日までの消印有効）

第1次試験日 令和元年9月22日（日）

問合せ先
〒521-8501
米原市下多良三丁目3番地
米原市役所総務部総務課
電話（0749） 52 - 1551（代表）
電話（0749） 52 - 1552（直通）

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容	任期
社会福祉士(任期付職員)	1人程度	社会福祉士業務および関連する行政事務	3年間
建築士 (短時間勤務任期付職員)	1人程度	米原市が施工する建築工事に関する業務	3年間
手話通訳 (短時間勤務任期付職員)	1人程度	手話通訳に関する業務	3年間

※任期付職員とは、一定の期間内に限り、あらかじめ任期を定めて採用する職員のことです。任期が定められていること、育児休暇等が取得できないこと等、一部の条件を除いて、給与や勤務時間、服務、休暇等の勤務条件は任期の定めのない職員とほぼ同様です。

※建築士・手話通訳については、週所定勤務 31 時間または 30 時間とする短時間勤務となります。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

試験区分	受験資格
社会福祉士(任期付職員)	社会福祉士の資格を有する人または令和2年3月31日までに取得見込みの人
建築士 (短時間勤務任期付職員)	一級建築士免許を有する人 建築設計に関わる職務経験が通算5年以上(令和2年3月31日現在)がある人
手話通訳 (短時間勤務任期付職員)	手話通訳士または手話通訳者資格を有する人

※建築士職務経験について

- ・一級建築士として、週 30 時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・雇用形態は、正職員、臨時職員等を問いません。
- ・複数の場合は勤務年数を通算することができます。
- ・育児休業、退職等で休んでいた期間は通算できません。
- ・第2次試験合格者は、職務経験年数の確認のため、職務経験証明書を提出していただきます。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 成年被後見人または被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 試験日および試験場所

ア 試験日 令和元年9月22日(日)

イ 場所 米原市役所山東庁舎 (米原市長岡 1206 番地)

※試験会場は、第1次試験受付時に指定します。

※試験会場へはできる限り公共交通機関を利用してください。

(2) 試験方法

ア 社会福祉士(任期付職員)、建築士(短時間勤務任期付職員)、手話通訳(短時間勤務任期付職員)

試験方法	試験時間	内 容
基礎能力検査 (SPI)	9:30～11:20	言語的理解、論理的思考、数量的処理に関する能力検査および性格検査

4 第1次試験の結果発表

令和元年 10 月 10 日頃に米原市役所米原・山東・伊吹・近江各庁舎(以下「米原市役所各庁舎」という。)前の掲示板および米原市公式ウェブサイト(<http://www.city.maibara.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

5 第2次試験

(1) 試験日および試験場所

令和元年 10 月中旬から下旬に行う予定です。日時、場所等については、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 試験方法

- ア 論文試験 識見、思考力、表現力についての試験を行います。
- イ 面接試験 個別面接による試験を行います。

6 最終合格者の発表

第2次試験の結果に基づき可否を決定の上、令和元年 11 月上旬頃に米原市役所各庁舎前の掲示板および米原市公式ウェブサイト(<http://www.city.maibara.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格基準について

試験項目ごとに合格基準を設け、1項目でも基準に達しない場合は、不合格となります。

8 採用および給与等

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登録された後、成績順に採用者が決定されます。この名簿は原則として1年間有効です。
- (2) 採用は、令和2年4月1日の予定です。任期は、毎年度更新の最大3年間です。
- (3) 受験資格がないこと、または申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 取得見込みを要件として受験した人が、所定の時期までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
- (5) 初任給月額、次のとおりです。(平成 31 年4月1日現在の額)

職種区分	モデルケース	月 額
社会福祉士(任期付職員)	週所定勤務 38 時間 45 分 (7.75 時間×5 日)	1 8 0, 7 0 0 円程度
建築士(※) (短時間勤務任期付職員)	週所定勤務 31 時間 (7.75 時間×4 日) の場合	1 7 6, 0 0 0 円程度
	週所定勤務 30 時間 (6 時間×5 日) の場合	1 7 0, 3 2 3 円程度
手話通訳(※) (短時間勤務任期付職員)	週所定勤務 31 時間 (7.75 時間×4 日) の場合	1 4 4, 5 6 0 円程度
	週所定勤務 30 時間 (6 時間×5 日) の場合	1 3 9, 8 9 7 円程度

このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

また、経歴等に応じて上記に一定の額が調整されることがあります。

※短時間勤務となる建築士および手話通訳については、扶養手当、住居手当の支給はありません。

9 受験手続および受付期間

申込用紙の請求	<p>米原市役所米原庁舎総務部総務課(〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地)および米原市役所各庁舎の市民自治センターで配布するほか、米原市公式ウェブサイト(http://www.city.maibara.lg.jp/)からもダウンロードできます。</p> <p>郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」「試験区分 社会福祉士(任期付)、建築士(任期付)、手話通訳(任期付)」を赤字で書き、返信用封筒(角型2号封筒(33.2×24 cm)に120円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封してください。</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(申込日前6か月以内に撮影した写真を所定の位置に貼ること) ・受験票(申込日前6か月以内に撮影した写真を所定の位置に貼ること) <p>郵便で申し込む場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」「試験区分 社会福祉士(任期付)、建築士(任期付)、手話通訳(任期付)」と赤字で書き、<u>返信用封筒(長型3号封筒(23.5×12 cm)に82円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封し、郵送(簡易書留)にて提出してください。</u></p>
提出先	〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地 米原市役所総務部総務課 職員採用試験担当
受付期間	令和元年8月1日(木)から令和元年8月21日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日、振替休日を除く。)の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に受け付けます。郵送の場合は、令和元年8月21日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。
その他	<p>申込書を受理した場合は、受験票を交付します。</p> <p>郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和元年9月3日(火)までに到着しないときは、米原市役所総務部総務課までお問い合わせください。</p>

10 試験結果の開示

この試験の結果については、受験者本人が米原市個人情報保護条例に基づき、口頭による開示を請求することができます。電話等による請求では開示できませんので、口頭による開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等で写真が貼付されているもの)を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、米原市役所総務部総務課へお越しく下さい(ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は除きます。)

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
第1次試験	第1次試験の不合格者	第1次試験の得点および順位	第1次試験の結果発表の日から1か月間
第2次試験	第2次試験の受験者	第1次試験の得点および順位、 第2次試験の得点および順位	最終合格発表の日から1か月間

11 試験会場略図



JR東海道本線 近江長岡駅から徒歩6分

米原市シンボルキャラクター



「姫ママル」「ホタルン」「源氏ノパル」

12 問合せ先

滋賀県米原市下多良三丁目3番地 米原市役所総務部総務課
電話 (0749) 52 - 1551(代表) (0749) 52 - 1552(直通)

令和元年度滋賀県米原市職員採用試験申込書

試験区分 <input type="checkbox"/> 社会福祉士（任期付） <input type="checkbox"/> 建築士（任期付） <input type="checkbox"/> 手話通訳（任期付）		※ 受験番号 —	(写真欄) 写真は、申込日前6か月以内に撮影した上半身・脱帽・正面向きのもので、裏面に氏名を記入の上、のりを全面につけて貼ってください。受験票と同じ写真を用いてください。 (4cm×3cm)
ふりがな 氏名			年 月 撮影
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		※ 受付印
現 住 所	〒 — 電話（ ） — （呼出 方）		
連絡先（通知等送付先） (現住所と異なる場合のみ記入)	〒 — 電話（ ） — （呼出 方）		
資格・免許	取得(見込み)年月日	※職務経験年数について 週30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間を通算してください。	
社会福祉士	年 月 日	通算 年	
一級建築士	年 月 日		
手話通訳士・手話通訳者	年 月 日		
<p>私は、滋賀県米原市職員採用試験を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項に相違ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人または被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 ・米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人 			
令和 年 月 日	氏名		(自署してください)

記入上の注意

- 1 記載事項に不正があると、米原市職員として採用される資格を失うことがあります。
- 2 試験区分は、希望する第1次試験の試験方法を選択し、□を黒く塗りつぶしてください。
- 3 ※印を除く全ての欄に、黒もしくは青のボールペンまたは万年筆で記入してください。
- 4 年齢は令和元年8月1日現在で記入してください。
- 5 資格・免許欄に各資格・免許の取得（見込み）年月日を記入してください。
- 6 建築士で申込の場合のみ、職務経験年数を入してください。

令和元年度滋賀県米原市職員採用試験 受 験 票

試験区分 <input type="checkbox"/> 社会福祉士（任期付） <input type="checkbox"/> 建築士（任期付） <input type="checkbox"/> 手話通訳（任期付）	※ 受験番号 —
ふりがな	
氏 名	

※ 受付印

(写真欄) 写真は、申込日前6 か月以内に撮影した上 半身・脱帽・正面向き のもので、裏面に氏名 を記入の上、のりを全 面につけて貼ってくだ さい。 受験申込書と同じ写 真を用いてください。
--

年 月 撮影

※ 試験日時 令和元年9月22日（日）午前9時30分開始
※ 受付場所・時間 米原市役所山東庁舎 午前8時45分～午前9時10分

※ 試験会場
受付時に指定します 午前9時15分着席

《受験上の注意》

- 1 試験当日、受験票を持参しないと、試験会場に入れない場合があります。
なお、受験票に受付印のない場合は、受験できません。
- 2 試験当日は、午前9時15分までに会場へ入ってください。遅刻者は、特別の理由のあるもののほかは受験できません。
なお、受付は午前8時45分からです。
- 3 筆記具（BまたはHBの鉛筆、消しゴム等）、その他必要なものを持参してください。
- 4 試験会場では、係員の指示に従ってください。
- 5 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります。（携帯電話・PHS等の使用はできません。）
- 6 試験会場へは、できる限り公共交通機関を利用してください。